

令和8年4月

学校長先生
社会科ご担当先生

東京書籍株式会社
編集局社会編集部

令和8年度用中学校教科書「新編 新しい社会 公民」
(2 東書 公民 002-92) に関するお知らせ

謹啓 平素より格別のご厚情を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、弊社発行の令和8年度に供給された中学校教科書「新編 新しい社会 公民」(2 東書 公民 002-92)に、説明が不十分な記載がございました。令和9年度より、当該箇所を訂正した教科書を供給いたします。

誠に恐縮ではございますが、当該箇所につきましてご指導の際にご留意いただきますようお願い申し上げます。

謹白

『新編 新しい社会 公民』訂正表

ページ	箇所	原文	訂正後
107	資料4	裁判員と裁判官は評議室で評議し、評決します。意見がまとまらない場合は多数決で決定しますが、多数の側に裁判官が一人以上ふくまれている必要があります。	裁判員と裁判官は評議室で評議し、評決します。意見がまとまらない場合は多数決で決定します。有罪とする場合、多数の側に裁判官が一人以上ふくまれている必要があります。